

岩手県選挙管理委員会規程第2号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務処理の代決及び専決) 第4条 [略] 2～5 [略] 6 副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 行政文書の開示の決定に関する事 こと。  (7)・(8) [略] 7 [略] (印影の印刷) 第6条 [略]	(事務処理の代決及び専決) 第4条 [略] 2～5 [略] 6 副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 行政文書の開示の決定及び <u>歴史公文書の利用の決定</u> に関する事 こと。 (7)・(8) [略] 7 [略] (印影の印刷) 第6条 [略] <u>(公印の管理)</u> 第7条 <u>前2条に定めるもののほか、公印の管理は、公印規程</u> <u>(昭和30年岩手県訓令第33号)の規定の例による。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。